

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 28 年 1 月 2 日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

二女を別世帯として認定したことに納得できなく、本件処分は違法又は不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 2 月 28 日	諮問
平成 29 年 4 月 14 日	審議（第 8 回第 3 部会）
平成 29 年 5 月 24 日	審議（第 9 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 10 条は、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとするとしている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）第 1 によれば、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること、なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 1・1 によれば、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうとし、①出かせぎしている場合、②子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合、…⑤病気治療のため病院等に入院（中略）している場合、…⑦その他①から⑥までのいずれかと同様の状態にある場合を掲げている。
- (4) そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課

長通知。以下「課長通知」という。)第1・問4によれば、上記(3)の出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解されるとされており、このことは、局長通知第1・1に掲げる他の場合にも当てはまるといえる。

- (5) なお、上記の事務次官通知、局長通知及び課長通知はいずれも、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法定受託事務に係る処理基準である。
- (6) 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」第1によれば、法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしているとしている。また、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているのは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなることとされている。

- 2 これを本件についてみると、本件虐待認定後、①入院により居所を得ている〇〇さんの医療受診等に関する請求人からの問い合わせについては、当面の間、応じないこととする対応がとられて

いること（別紙・４・(2)）、②請求人は、〇〇さんの居所を知らず、〇〇さんに係る入院日用品費などの支払を行っていないこと、③請求人らが管理していた〇〇さん名義の障害基礎年金の振込先口座について、請求人らが引出できない措置が採られていること、④〇〇さんが法定後見制度を利用するための手続が開始されていることなどが認められる。

以上のことからすると、本件虐待認定後、請求人と〇〇さんとは、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいる（同一生計）状況にあるとは認められず、局長通知第１・１がいうところの「居住を一にしていなが、同一世帯に属していると判断すべき場合」には該当しないものと考えられる。

したがって、これまで請求人の同一世帯員であった〇〇さんを別世帯とし、請求人を単身世帯として保護適用することとした本件処分は、上記１の法令等の定めに基づき、適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、〇〇さんを別世帯として認定したことに納得できないと主張する。しかしながら、本件処分が法令等の定めに基づき、適正になされたものと認められることは、上記２のとおりであるから、請求人の上記主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）